

2015年6月1日

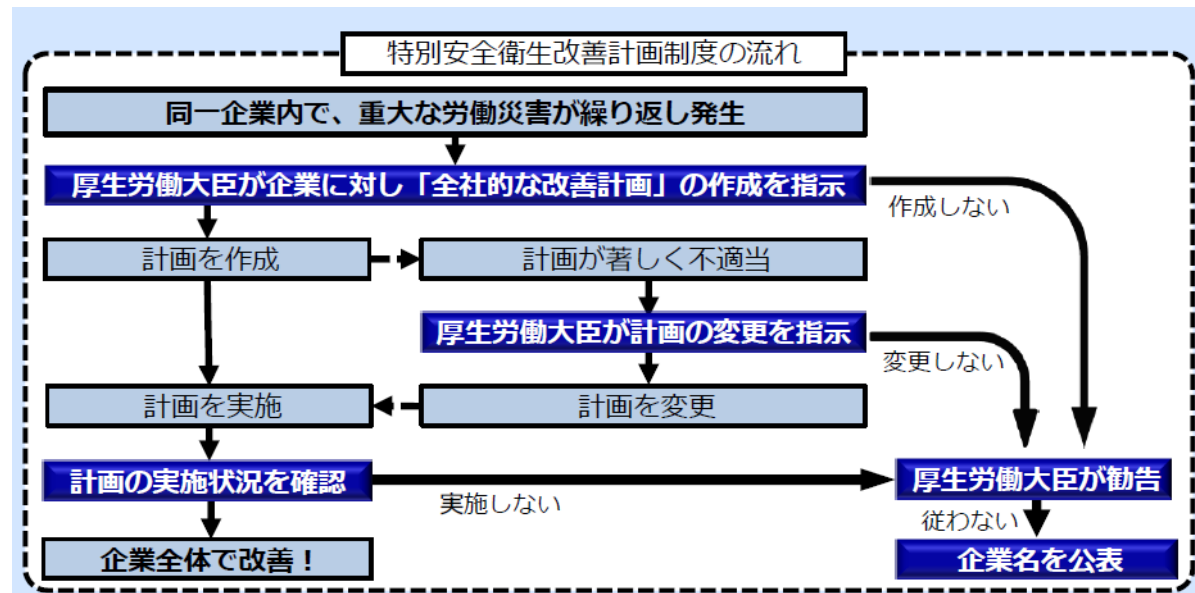
事務所ニュース Vol.199

労働安全衛生法の一部改正

化学物質による健康被害が問題となった胆管がん事案の発生や、精神障害を原因とする労災認定件数の増加など、最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康の確保対策を一層充実するため、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）が平成 26 年 6 月 25 日に交付され、次の 3 項目が平成 27 年 6 月 1 日から施行されます。

(1) 重大な労働災害を繰り返す企業への対応

死亡災害、重大な障害が残った災害などを繰り返す企業に対して、厚生労働大臣が「特別安全衛生改善計画」の作成を指示することができます。指示に従わない場合や計画を守らない場合は、必要な措置を講じるように勧告し、勧告にも従わない場合は企業名などを公表することができます。



(2) 受動喫煙防止対策の推進

室内またはこれに準ずる環境下で労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置を講ずることが事業者の努力義務となります。

実情に応じた必要な措置とは、事業所内の全面禁煙の実施、喫煙室の設置による空間分煙、たばこ煙を十分に軽減できる換気扇の設置などが例として挙げられます。

中小事業主が喫煙室を設置する場合、費用の 1/2 の助成（上限 200 万円）受けることができる制度もありますのでご活用下さい。

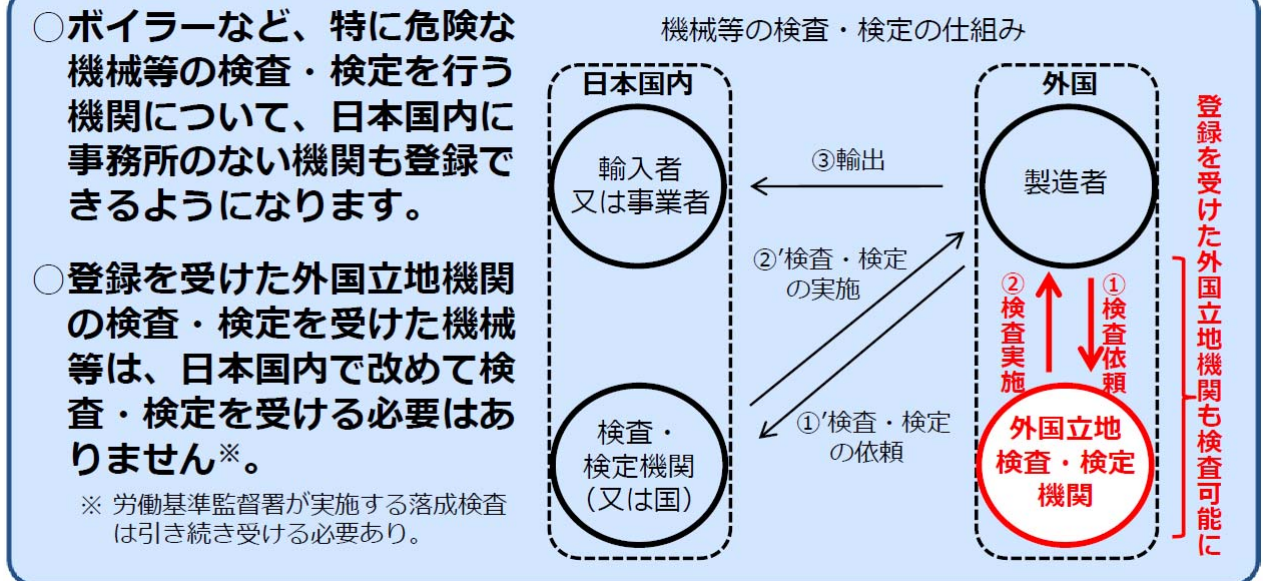
厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/jigyousya/kitsuenboushi/>

ホーム > 政策について > 各種助成金・奨励金等の制度 > 受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

(3) 外国に立地する検査機関等への対応

ボイラーなど、特に危険な機械等の検査・検定を行う機関について、日本国内に事務所のない機関も登録できるようになります。また、登録を受けた外国立地機関の検査・検定を受けた機械等は、日本国内で改めて検査・検定を受ける必要はありません。ただし、労働基準監督署が実施する落成検査は引き続き受ける必要があります。



この他に同法律で公布された項目として、化学物質の有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施義務化（平成 28 年 6 月までに施行予定）、ストレスチェックの実施等の義務化※があります（平成 27 年 12 月 1 日施行）。これらについては今後の事務所ニュースに取り上げる予定をしております。（※労働者 50 人未満の事業場については当分の間は努力義務）

・【労働保険料等納入通知書】について

「口座振替の事業所様」は、「労働保険料等納入通知書」に記載の金額を 6 月 12 日（金）に指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

「お振込の事業所様」は「労働保険料等納入通知書」に記載の金額を 6 月 22 日（月）までに当事務所までお振込頂きますようお願い致します。

・「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」について

当事務所より、4 月・5 月・6 月支給の給与額を記入していただく用紙を発送いたしますので、ご記入後当事務所までご返送お願いします。尚、年金事務所より「被保険者報酬月額算定基礎届」が届きました事業主様は、代表者印を押印頂き賃金データと共に当事務所までご郵送ください。

後記

4 月から下の娘が小学 1 年生となり、バタバタとした時間を過ごしておりましたが、ゴールデンウィークも終わり、ようやく我が家の朝のリズムも整ってきたように感じられます。

今年の近畿の梅雨入り予想は 6 月 7 日頃だそうです。毎年この時期になると家に閉じこもってゴロゴロしてしまいます。じめじめとした気分にならないように、いい気分転換はないものでしょうか.....(F)

